

おいまつ会慶弔規定

1. 目的 おいまつ会正会員・特別会員に慶弔のある場合は、次の規定により支給する。
2. 死亡の場合 本会の事業遂行に、特に協力し功績顕著なものにお供えを贈る。
対象は、旧・現名誉会長、旧・現会長、現役員、現支部長、現特別会員とする。
お供え物は、香典・生花を合わせて 20,000 円程度とする。
ただし、生花を辞退される場合は香典に代える。
3. 慶事の場合 (1) 正会員が国際大会に出場したとき
(2) その他本会役員会の承認したもの
(3) 方法については事務局に一任する
4. 職員の転任・退職の場合
5年以上の勤務者には3,000円相当の記念品を贈る。
5. 補 足 (1) 本会の贈与に対しては、一切返礼を受けないことを固く定める。
(2) 慶弔の参加については事務局に一任する。
(3) 執行にあたり、緊急を要する場合は、本会三役で協議し処理することができる。
6. 附 則 昭和54年制定（創立40周年）
平成元年10月29日 改正
平成16年6月21日 改正
平成26年5月18日 改正